

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人種苗管理センター	
評価対象事業年度	年度評価	平成26年度（第3期）
	中期目標期間	平成23～27年度

2. 評価の実施者に対する事項			
主務大臣	農林水産大臣		
	法人所管部局	食料産業局	担当課、責任者 (新事業創出課、坂 勝浩)
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者 (評価改善課、上田 弘)
主務大臣			
	法人所管部局		担当課、責任者
	評価点検部局		担当課、責任者

3. 評価の実施に関する事
(実地調査、理事長・監事ヒアリング、有識者からの意見聴取など、評価のために実施した手続等を記載)
4月23日 自己評価1次案ヒアリング(種苗管理センター農場長等会議)
5月7日 自己評価2次案提出 5月15日 2次案に対する意見送付
5月20日 3次案提出 5月22日 3次案に対する意見送付
6月1日 自己評価(案)研究開発審議会事務局へ提出
6月16日 財務諸表(案)ヒアリング(農林水産省)
7月2日 研究開発法人審議会にて審議

4. その他評価に関する重要事項
「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)により、種苗管理センター、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所を統合するとされ、平成28年4月1日に統合が予定されている。

1. 全体の評価					
評定 (S、A、B、C、D)	B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。 (注) 平成23年度から25年度の評定S,A,B,Cは、それぞれ26年度及び27年度の評定A,B,C,Dと見なす。以下全てについて同じ。	(参考) 本中期期間中における過年度の総合評価の状況			
		23年度	24年度	25年度	26年度
		A	A	A	B
評定に至った理由	平成26年度事業は、大項目について全てがB評価となっており、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。）における指摘事項に対しても的確な対応がなされている。さらに、業務実績に対して、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政独委」という。）及び「平成25年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について（平成27年1月9日政独委）」を踏まえて総合的に勘案したところ、中期計画の達成に向けて順調に進捗している（B評価）ものと判断した。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	(項目別評価及び下記事項を踏まえた、法人全体の評価を記述) ・理事長は、組織内の業務情報、懸案事項等について適時の把握に努めており、このことよりの確な采配と組織の機動力の発揮が可能となっている。 ・基本方針における指摘事項に対して的確な対応がなされている。さらに、業務実績については、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日政独委）及び「独立行政法人評価分科会における平成26年度の取組について（平成26年5月29日政独委）」並びに「平成24年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について（平成25年12月16日政独委）」における指摘事項に対しても的確な対応・評価されており、中期計画の達成に向けて順調に進捗している。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	(法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因など、法人全体の評価に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、災害対応など、目標、計画になく項目別評価に反映されていない事項などを記載) ・法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因等は認められなかった。 ・27年春植用ばれいしょ原原種について、北海道の農場で6月に黒あし病が発生・検出され、拡散防止のために4品種の配布を中止した。なお、病株の処分や発生は場内への立ち入り制限、薬剤散布を強化するなど適切に対応しており、需要減と併せて道県からの配布申請は当初見込んだ需要量を下回ったことは、不適切な運営によるものではない。 ・27年春植用さとうきびの原原種について、鹿児島農場において10月に台風18号及びその5日後に19号が連続して通過・接近による被害により供給量が計画生産収量を大幅に下回ったが、剪葉やきび起こし等による生産回復対策や、収穫・配布時期を遅らせることによる生産量の確保などを適切に行っており、供給量の減少は不適切な運営によるものではない。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など
--------------------------

項目別評定で指摘した課題、改善事項	(項目別評定で指摘した課題、改善事項で翌年度以降のフォローアップが必要な事項を記載。中期計画及び現時点の年度計画の変更が必要となる事項があれば必ず記載)
その他改善事項	<p>(上記以外で今後の対応の必要性を検討すべき事項、目標策定の妥当性など、個別の目標・計画の達成状況以外で改善が求められる事項があれば記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培試験の公募による委託品種数の拡大については、一定レベルの質を維持するために受託者への技術指導等に取り組むなどの点は評価できるものの、労力的な負担が大きい、報告書作成が難しい等のアンケート回答が多くなっているのが実状であり、このことも含め栽培試験を効率的に実施するためにはどのような方策があるのかを検討していくことが今後とも重要である。</li> <li>・栽培試験に係る対象植物等の種類の大幅な拡大や栽培試験終了から農林水産省への報告書提出までの日数を着実に短縮化したことは評価できるが、報告書の質の低下や職員の負担が課題にならないよう、次期中長期計画策定に当たっては留意されたい。</li> <li>・業務のための機械・施設の老朽化が進んでおり、故障や事故による作業の遅延や業務の質の低下が懸念されることから、老朽化施設等の全体像を把握し改善に努められることを望む。</li> <li>・原原種生産のコストについては、低減努力により目標を達成されており評価できる。しかしながら、老朽化施設等更新を進める必要があることから今後の低減は難しいと考える。</li> </ul>
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	<p>(今後、改善が見られなければ改善命令が必要となる事項があれば記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当なし。</li> </ul>

4. その他事項	
監事等からの意見	(監事等へのヒアリングを実施した結果、監事等からの意見で特に記載が必要な事項があれば記載)
その他特記事項	(有識者からの意見があった場合の意見、評価の方法について検討が必要な事項など、上記以外で特に記載が必要な事項があれば記載)



1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人種苗管理センター	
評価対象中期目標 期間	見込評価 (中期目標期間 実績評価)	第3期中期目標期間 (最終年度の実績見込を含む。)
	中期目標期間	平成23～27年度

2. 評価の実施者に対する事項				
主務大臣		農林水産大臣		
	法人所管部局	食料産業局	担当課、責任者	(新事業創出課：坂 勝浩)
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	(評価改善課：上田 弘)
主務大臣				
	法人所管部局		担当課、責任者	
	評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事	
(実地調査、理事長・監事ヒアリング、有識者からの意見聴取など、評価のために実施した手続等を記載)	
4月23日	自己評価1次案ヒアリング (種苗管理センター農場長等会議)
5月7日	自己評価2次案提出 5月15日 2次案に対する意見送付
5月20日	3次案提出 5月22日 3次案に対する意見送付
6月1日	自己評価(案) 研究開発審議会事務局へ提出
6月16日	財務諸表(案)ヒアリング (農林水産省)
7月2日	研究開発法人審議会にて審議

4. その他評価に関する重要事項
「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)により、種苗管理センター、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所を統合するとされ、平成28年4月1日に統合が予定されている。

1. 全体の評価		
評定 （S、A、B、C、D）	B：中期計画における所期の目標を達成することが見込まれる。 （注）平成23年度から平成25年度の評定S,A,B,Cは、それぞれ26年度及び27年度の評定A,B,C,Dと見なす。以下全てについて同じ。	（参考 見込評価）※期間実績評価時に使用
		ー
評定に至った理由	（項目別評定の分布や、下記「2. 法人全体に対する評価」を踏まえ、上記評定に至った理由を記載） 第3期中期計画に係る平成23年度から平成26年度までの大項目は、全てがB評価に相当しており、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。）における指摘事項に対しても的確な対応がなされている。さらに、業務実績に対して、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「政独委」という。）等についての意見についても踏まえたものとなっている。平成27年度についても、中期計画に基づく平成27年度計画が達成される見込みであり、これらを総合的に勘案したところ、第3期中期計画における所期の目標を達成することが見込まれる（B評価）ものと判断した。	

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	（項目別評定及び下記事項を踏まえた、法人全体の評価を記述） <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事長は、組織内の業務情報、懸案事項等について適時の把握に努めており、このことよりの確な采配と組織の機動力の発揮が可能となっている。</li> <li>・基本方針における指摘事項に対しても的確な対応がなされている。さらに、業務実績については、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日政独委）及び「独立行政法人評価分科会における平成26年度の取組について（平成26年5月29日 政独委）」並びに「平成24年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について（平成25年12月16日 政独委）」における指摘事項に対しても的確な対応・評価されており、中期計画の達成に向けて順調に進捗している。</li> </ul>
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	（法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因など、法人全体の評定に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、災害対応など、目標、計画になく項目別評価に反映されていない事項などを記載） <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因等は認められなかった。</li> <li>・春植用さとうきび原原種については、県の需要量を把握し、その需要量に見合った生産計画を作成し、需要量に即した供給量をほぼ確保したものの、23年度、24年度の沖繩農場及び26年度の鹿児島農場において、大型の台風が複数回、接近・通過したことで、断根、折損、側枝の伸長、メイチュウ類等の被害を受けたことで、大幅な減収となり、生産計画数量を確保することができなかった。しかし、これら台風被害に対しては、いずれも台風対策マニュアル等に則り事前の被害軽減対策及び事後の生産回復対策や生育期間の延長による収量確保等を講じたところであり、不適切な運営によるものではない。</li> </ul>

3. 課題、改善事項など
--------------

項目別評定で指摘した課題、改善事項	(項目別評定で指摘した課題、改善事項で、組織及び業務全般にわたる検討、新中期目標の策定において特に考慮すべき事項があれば記載)
その他改善事項	<p>(上記以外で今後の対応の必要性を検討すべき事項、政策・施策の変更への対応、目標策定の妥当性など、個別の目標・計画の達成状況以外で改善が求められる事項があれば記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培試験の公募による委託品種数の拡大については、一定レベルの質を維持するために受託者への技術指導等に取り組むなどの点は評価できるものの、労力的な負担が大きい、報告書作成が難しい等のアンケート回答が多くなっているのが実状であり、このことも含め栽培試験を効率的に実施するためにはどのような方策があるのかを検討していくことが今後とも重要である。</li> <li>・出願品種の審査期間短縮が求められている中、栽培試験に係る対象植物等の種類の大幅な拡大や栽培試験終了から農林水産省への報告書提出までの日数を着実に短縮化したことは評価できるが、報告書の質の低下や職員の負担が課題にならないよう、次期中長期計画策定に当たっては留意されたい。</li> <li>・業務のための機械・施設の老朽化が進んでおり、故障や事故による作業の遅延や業務の質の低下が懸念されることから、老朽化施設等の全体像を把握し改善に努められることを望む。</li> <li>・原種生産のコストについては、低減努力により目標を達成されており評価できる。しかしながら、老朽化施設等更新を進める必要があることから今後の低減は難しいと考える。</li> </ul>
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	<p>(今後、改善が見られなければ改善命令が必要となる事項があれば記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当なし</li> </ul>

4. その他事項	
監事等からの意見	(監事等へのヒアリングを実施した結果、監事等からの意見で特に記載が必要な事項があれば記載)
その他特記事項	(有識者からの意見があった場合の意見、評価の方法について検討が必要な事項など、上記以外で特に記載が必要な事項があれば記載)





